

# 学校給食費事務を考える

～ 阿蘇管内へのアンケートを実施して～

## 高森町教育研究会学校事務部会

### 1 はじめに

今、全国的にも話題になり、マスコミにも頻繁に取り上げられている問題の一つに学校給食費の未納問題がある。学校給食は戦後、日本の小中学校児童生徒の栄養摂取から始まり、現在では「食育」という言葉も一般的に使われるように、単に食事をするということに留まらず、広く生活習慣に関わる教育の一部となっている。

「義務教育はこれを無償とする」と日本国憲法にあるが、給食の食材料費等としての給食費は個人負担するという原則は、学校給食法の規定にあるように一般的にも当然のこととしてこれまで捉えられてきていた。ところが最近、給食費を払えるのに払わないという保護者の数が増えてきている。平成18年11月にはついに文部科学省も実態調査に乗り出し、平成19年1月に「学校給食の徴収状況に関する調査の結果について」（平成19年1月24日付け・青少年局長通知）でその結果が出された。それによれば全国の44%の学校で給食費の未納問題が生じているということが明らかになった。

### 2 アンケートの実施

平成18年度、私の勤務する高森町では小中学校全員の事務職員が給食費集金の事務に携わっており、それまで一度も給食費に関する実態調査を実施したことがなかったということもあり、阿蘇管内の小中学校事務職員を対象に給食費の集金に関するアンケートを実施することになった。高森町でも給食費の未納が増加してきて、深刻な問題になってきていたこともアンケート実施のもう一つの理由だった。

#### (1) 1回目のアンケート実施結果

1回目のアンケートの結果（別紙資料）を見て、代表的な阿蘇管内の小中学校の給食費集金パターンを洗い出してみると、次のようになった。

- 給食の方式はセンター方式で
- 給食費は学校で集めており
- 主に事務職員が集金に関わっており
- 金融機関の口座振替で集金し
- その金融機関はJAあるいは複数であり

問題点は未納や滞納への対応である

意外だったのが、思いの外、事務職員が関わっている数が多いということであった。逆に栄養職員の数は少なく、わずか一人という答えだった。つまり、給食費の集金は給食センターではなく、学校の事務としてとらえられているようである。

集金の工夫点としては、小中同一校区で振込手数料の節約のために、小中合同で集金事務にあたり、小中に渡って兄弟姉妹がいる場合でも一括で差引を行っているパターンもあるようである。同一中学校区で共同実施のグループを組むパターンが多いと思われるのでぜひ取り入れていきたいやり方である。

## (2) 2回目のアンケート実施結果

平成18年度にアンケートを実施してみて阿蘇管内の給食と集金の概要はある程度つかめたのだが、もう少し詳しく知りたい内容もいくつか出てきたので、平成19年度にもう一度事務職員対象にアンケートを実施してみることにした。

今回のアンケートではさらに事務職員が給食費会計のどの部分まで関わっていて、それがどのような規定のもとに行われているか、さらに詳しい滞納の状況、事務職員はどこまで関わるべきか、等を中心に尋ねてみた。(別紙資料)

その結果から出てきた声を拾い出してみると、以下のようなたくさんの声をいただいた。

- ・ 誰が集金、支払い、決算をするといった決まり(規定)もない中で前任者から引き継いだ仕事をやっている。
- ・ 集金、支払い両方共関わるのは不正が起きやすくなる。
- ・ 責任が重く業務量が多い割に周りからの理解が浅く、やる気が出ない。
- ・ 滞納者の中で、支払い能力があるのに滞納していると思われる保護者の割合は高い。
- ・ 過年度の滞納があるが、解決する手だてがなかなか見つからない。
- ・ 給食運営委員会への事務職員の参加はほとんどない。
- ・ 集金や支払いはできれば市町村(設置者)がやってほしい。ただし、法整備が整えばすべてに関わっても良い。
- ・ 共同実施との関わりから考えると、関わるべきとも考える。
- ・ 学校がするとすれば、事務職員が関わるべき。
- ・ 滞納への対応は学校だけでは無理。

この結果を見て言えることは、「まずは給食費の規定を決め、その元で責任の所在をはっきりさせた上で従事すべきということ。もし関わるならば、給食運営委員会への参加も含めて共同実施の中で効率的に処理していくべき。滞納への対応は設置者を主体として協力してあたっていくべき。」といったことかと思う。標準職務表との関わり合いからも言えることかと思うが、前任者がやっていたから、という曖昧な理由でやっている仕事が、学校の中で結構多いように思う。これからは仕事の一つ一つを点検し直し、はっきりとした規定の整備を進めることも必要かと思われる。

### 3 未納の問題

以前にはあまり耳にしなかったこの問題も人ごとではなく、阿蘇郡市内でも深刻な問題になりつつある。今回のアンケートでも、悩みとしてはやはり未納や滞納への対応で、「これがなければ、給食費集金は別にたいへんな仕事ではない。」という声も聞いた。「まず複数の金融機関へ毎月差引のデータを提出する。それぞれに手数料の金額や差引不能の場合の対応も違うので、滞納の場合には個別の対応が必要となる。一応口座振替を原則としていても現金での納入にも対応する場面も出てくるし、たいへん複雑な事務手続きに振り回され、間違いの許されない金銭を扱う事務に神経をすり減らしている。」という実態も耳にしている。

学校からの督促に応じない場合には、

- ・給食センター長から督促状を出してもらう。
- ・督促状を赤い紙に印刷する。
- ・督促状に、給食運営委員会での説明を求める文言をいれる。
- ・校長、教頭、学年主任、給食センター所長等で保護者宅を訪問する。

など、様々な工夫や苦勞を教えていただいたが、中には「集金は保護者の係や現金で」という意見もあった。熊本県義務教育課長からの平成19年3月5日付け事務連絡「学校給食費の集金方法等について」にも「PTAの組織を活用した徴収が効果的であるとの報告が多い。」とある。確かに現金の集金にすれば滞納率は下がるようだが、過去に保護者の係の方たちが何度も家を訪問したり、立て替えたりして苦勞されてきた経緯を振り返ると、簡単にこの方法に戻すべきではないという意見も多かった。

ただ、「入学前の体験入学時にきちんと話した学年は未納が少ない。担任や学校が信頼されていると、未納は少なくなると思う。」という取組の報告もいただいた。まず最初に学校給食の趣旨や目的、学校での取組等を十分に理解してもらい、その上で給食費の集金をお願いしていくということ。さらにはもっと大きく、学校と保護者の信頼関係が重要というご意見かと思うが、これは単に給食費の集金にとどまらず、全ての学校活動に関わってくる問題であるが、これはまさに基本。絶対に忘れてはならないことであろう。前述の熊本県義務教育課長からの事務連絡にも、以下のように示されている。

- (1) 「学校給食法第6条」により、学校給食費は保護者の負担であることを説明する。
- (2) 施設費、人件費等は設置者が負担しており、本来必要な経費のうちの1部を保護者負担の学校給食費として徴収していることなどを説明する。

やはり、ねばり強く何度も説明し理解してもらおうということが基本であろうか。ただ、2回目のアンケートの結果にあるように、実情は滞納への対応は学校だけではとても無理という状況になってきているようである。督促状だけでなく、直接家庭訪問等様々な方法で滞納の解消を取り組まれているようだが、これといった確実なやり方が見つからないのが現状のようである。

アンケートの中には、「税金と同じような扱いにして、未納金を差し押さえできるよう

にしては。」というような意見もあった。良心に訴えるだけで拘束力を持たない今のやり方ではもう限界に達しているということだろうか。Web上の給食費未納問題掲示板の意見を見てみると、「給食を食べて給食費を支払うかを契約制にする。」「前納制にし、払った子どもにしか食べさせない。」「給食をやめて弁当にする。」といった強硬な意見もたくさん目にする。「払わないで済むのなら払わない。」という風潮が蔓延すれば、学校給食自体が成立しなくなる恐れも出てくる。同じくWeb上に、「義務教育就学中の子どもへの児童手当は給食費に振り替え、給食費を完全に無料にしては。」という意見もあった。そうにでもしないと学校給食がやっていけないような時代になろうとしているのかもしれない。

やはり現状の、給食費の問題は学校のみで解決できるものではないと思う。今後、給食センターを含む設置者と一緒になって、押しつけ合うのではなく効率的に運営できるような組織と規約を考えていかななくてはならないだろう。そして、その話し合いを進めていく上でのキーパーソンはやはり事務職員になるような気がするのだが、いかがだろうか。現場で直接担任教師と子ども達の関わりを目にし、一方で教育委員会や市町村との折衝にたずさわっている事務職員こそがやはり適任だと思う。ただ、特に滞納の督促については文書等での通知は学校での対応もあり得るが、それ以上の督促についてはやはり設置者たる市町村に対応してもらわないと、それは学校の教育活動の範疇を超えているように思われるのだが。

給食費滞納に対する全国の最近の動きをいくつか下に拾い出してみた。これらは学校や事務職員からの訴えが基になっているのだろうが、全て市町村や教育委員会の取り組みであって、学校や事務職員の取り組みではないようである。

～平成19年4月9日 栃木県宇都宮市～

市内の全ての市立小中学校に通う児童・生徒の保護者を対象に「学校給食費納入確約書」の配布を始めた。この確約書には給食費が滞納された時のための連帯保証人の記載を求めている。宇都宮市教育委員会学校保健課では導入の背景について

「これまで給食費回収に向けて様々な手段を講じてきましたが、未納者は増加傾向にあります。毎年同じことを繰り返していると、現場の労力もかかります。不公平感をなくすことは大事ですし、『ここまでやらないといけなくなった。』という意識を皆さんに持って欲しいです。」と危機感、切迫感を強調している。

その他の「強攻策」としては、千葉県大網白里町が「給食費を3ヶ月滞納すると翌月から給食停止」との方針を打ち出している。(JCASTニュースより)

～平成20年3月7日 千葉県鎌ヶ谷市～

生活困窮などの理由がなく10万以上滞納している保護者に限って、市学校給食センターが「督促申立」を簡易裁判所に行った。(産経新聞より)

～平成20年4月22日 長野県駒ヶ根市～

連帯保証人を伴う確約書の提出を求める「学校給食費滞納マニュアル」が市教育委員会より示された。

徴収の流れはまず、指定日に口座振替ができず、その状態が2ヶ月継続した場合、集金袋により現金徴収を促す。それでも納入されなかった場合、今度は個別で分納相談を実施。分納誓約書の提出を求めるが、それでも提出されなかった場合、分納相談不成立となる。最終的には各家庭の状況を調査し、納入できる場合のみ、法的手段をとって徴収していきたいとしている。（伊那毎日新聞より）

～平成20年5月27日 奈良県橿原市～

給食費を滞納する3世帯に対し強制執行の申し立てを市が奈良地裁葛城支部に行った。その後、2世帯は納付したが残る1世帯が支払に応じなかったため、市は給与から差し押さえた。市教委総務課は「強制執行までに、戸別訪問や電話催促などを行ったが未納が続いた。今後も悪質な滞納者には法的措置もやむを得ない」と厳しい姿勢を示している。（産経新聞より）

これ以外にも全国で様々な取り組みが始まっているようであるが、共通して言えるのは、「払えるのに払わない」状態がある程度続いている保護者に対してであって、「払いたくても払えない」場合は考慮して除外されているようである。連帯保証人を伴った確約書、給食の停止、差し押さえ等、全国では遂に厳しい態度に出る自治体が出始めている。

#### 4 要・準要保護制度との関わり

前述の文部科学省の通知にも、「経済的な問題により学校給食費を未納している保護者に対しては、生活保護による教育扶助や就学援助制度の活用を奨励するとともに、これらの給付による学校給食費相当額については、必要に応じて学校長に交付することも一つの有効な方法と考えられることを踏まえて対応すること。また、各地方公共団体は、就学援助事業の充実に努めること。」とある。平成19年10月5日付けの文部科学省からの「生活保護制度における代理納付等の適切な活用等について（通知）」という文書でも、適切に学校長払いを活用することにより、未納防止が図られるようにという旨のことが書かれていた。

実際、学校では経済的な事情のある保護者に対しては就学援助制度の活用を奨励しているところが多いと思う。しかし、未納分をかるうじて就学援助費でカバーしているが、この制度も国からの補助がなくなり、（実際、高森町においても予算が縮小される傾向にある。）今後どうなっていくのかを心配するという声も聞かれた。小さな政府、地方への財源移譲などといった最近の流れの中で、地方公共団体の財政は年々厳しさを増している。学校現場の状況をいかに自治体に伝えていくかも、私たちの重要な仕事の一つだと思う。

#### 5 終わりに

学校給食という学校教育の一分野ではあるが、ここに現代社会の特徴的な一面が色濃く表れているような気がする。学校では生活していく上で基本となる食を重視し、教育の中の重要な位置に据えた教育をしている。一般的にも健康と食への関心が高まり、給食の食材に疑問を持つ保護者や子どもの食物アレルギーのために弁当を持たせたりする保護者がいる一方、家庭で子どもに十分な食事を与えないような保護者も増えてきていると聞く。

給食費を払わない保護者はある種のネグレクトであるという意見も耳にしたことがある。食に対する保護者の考え方が両極端になってきているように思う。もしかすると給食の意味自体も考え直す時期にきているのかも知れない。ただ給食費の滞納問題は放っておくと手のつけられないような状態になってしまいそうでたいへん怖い気もする。いろんな場面で話題にしながら、早急に対策を考えていくべき問題だと思う。